

海岸法に基づく許認可手続きの一部が 県から国へ移ります！

お知らせ

次のとおり、平成 27 年 3 月 31 日から、海岸法に基づく許認可事務手続きの一部を、県に代わって国が行うことになりましたので、お知らせします。

該当する場合は、下記の国の機関で手続きをお願いいたします。

- 1 国が許認可手続きを開始する日
平成 27 年 3 月 31 日（火曜日）午前 8 時 30 分から
- 2 国が許認可手続きを行う区域（大磯港西側から酒匂川左岸までの約 13 km）



- 3 国が行う許認可事務
 - ① 海岸法第 7 条第 1 項（海岸保全区域の占用）
 - ② 同 法第 8 条第 1 項（海岸保全区域における行為の制限）
 - ③ 同 法第 13 条第 1 項（海岸管理者以外の者の施行する工事）
 - ④ その他、同法施行令第 1 条の 5（海岸管理者の権限の代行）に記載のもの。※別紙の一覧表を参照ください。

4 新たな許認可手続き先

●平成 27 年 4 月 13 日以降

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 相模出張所

TEL : 0463-21-3713 FAX : 0463-22-9154

〒254-0026 神奈川県平塚市中堂 246-2

JR 東海道線平塚駅から 9 番工業団地行バス乗車、工業団地入口下車徒歩 3 分
場所については、次の URL でご確認ください。

URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00004.html>

●平成 27 年 3 月 31 日から 4 月 12 日まで

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

海岸課 TEL : 045-503-4012

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 2-18-1

JR 京浜東北線「鶴見駅」京浜急行「京急鶴見駅」より徒歩 10 分

場所については、次の URL でご確認ください。

URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00003.html>

条	項	見出し	内容
2	1	定義	砂浜又は樹林の指定
2の3	4~5	海岸保全基本計画	整備に関する事項の作成
7	1	海岸保全区域の占用	海岸保全区域の占用許可（継続許可の引継ぎ）
8	1	海岸保全区域における行為の制限	海岸保全区域の行為許可（継続許可の引継ぎ）
8の2	1	行為禁止の指定	船舶等の放置、土石の捨てる等行為の禁止
10	2	許可の特例	占用及び行為の許可に伴う国又は地方公共団体との協議
12	1~2	監督処分	許可の取消し、原状回復命令
12	3	監督処分	船舶の沈没又は乗揚げに対する措置命令
12	4~6	監督処分	海岸管理者が自ら必要な措置を講ずること。除却物の保管及び公示
12	7~9	監督処分	売却した代金の保管
12の2	1~3	損失補償	監督処分に伴い生じた損失の補償、協議
13	1~2	海岸管理者以外の者の施行する工事	海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施工するときの承認、協議
14の2	1, 3	操作規則	海岸管理者は、海岸保全施設のうち、操作施設について、操作規則を定める。
14の3	1, 3, 4	操作規定	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者は、操作施設について、操作規程を定め、海岸管理者の承認を受ける。
15	1	兼用工作物の工事の施行	他の工作物の管理者との協議、維持
16	1	工事原因者の工事の施行等	他の工事の施行者、行為の行為者に工事を施行させることができる。
17	1	附帯工事の施行	他の工事を海岸保全施設の工事とあわせて施行することができる。
18	1	土地の立入及び一時使用並びに損失補償	あらかじめ占有者に通知したうえで、他人の土地等に立入、一時使用できる。
18	7~8	土地の立入及び一時使用並びに損失補償	立入及び一時使用に伴い生じた損失の補償、協議
19	1~4	海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償	海岸保全施設の新設等に伴う補償金の支払い、工事の施行等
20	1	海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関する監督	海岸管理者以外の海岸保全施設管理者に対し、報告、資料提出、立入、検査
21	1~2		技術上の基準に適合しない場合の改良、補修の措置
21	3~4		改良、補修の措置に伴い生じた損失の補償、協議
21の2		他の管理者の管理する操作施設に関する監督	海岸管理者は、操作規程を定め、又は変更することを勧告することができる
21の3	1~2		上記に従わない場合、必要な措置を命ずることができる。
21の3	3~4		上記に伴い生じた損失の補償
22	1~3	漁業権の取消等及び損失補償	海岸保全施設の施行に伴い漁業権を取消し、変更、停止、損失補償
23	1	災害時における緊急措置	津波、高潮等による被害を防止するため緊急的な土地の使用、工作物の処分
23	3~4	災害時における緊急措置	緊急的な土地の使用、工作物の処分に伴い生じた損失の補償、協議
23	5	災害時における緊急措置	災害時における緊急措置に従事した者の死亡等に伴う損害補償
23の3	1~4	海岸協力団体の指定	海岸協力団体の指定、公示
23の5	1~4	監督等	海岸協力団体の業務の報告、改善、取消し、公告
23の6	1	情報の提供等	海岸協力団体の業務実施に対し、情報の提供、指導、助言
23の7	1	海岸協力団体に対する許可の特例	占用及び行為の許可に伴う海岸協力団体との協議
30	1	兼用工作物の費用	海岸保全施設の管理費用について、海岸管理者と他の工作物の管理者との協議
38の2	1	許可等の条件	許可又は承認に海岸の保全上必要な条件を付す。